



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2999号 2016.5.3 発行

【ロンドンの贅】「揺りかごから墓場まで」は今や昔 世界に誇った社会保障制度も曲がり角に来ている 産経新聞 2016年5月3日

何とも違和感を覚えることがある。ジュニアドクターと呼ばれる若手医師らが待遇改善を求めてしばしば繰り広げるストライキだ。先月末は産科や集中治療、救急部門など緊急治療に携わる医師まで加わり、手術1万3千件と診察10万件以上が延期された。

彼らの多くは国民全てが原則無料で医療を受けられる国営医療事業「国民保健サービス」(NHS)を支える医師。高齢化が進む中で、医療費が増加、政府の財政難もあり、週末や夜間勤務の待遇に不満を訴え、政府との交渉が決裂した。

昼夜を問わず忙殺される医師の激務は洋の東西を問わない。医師が労働に見合う収入を得るのは当然だ。

しかし実際にNHSを利用する機会は少ない。先日風邪気味だったのでGPといわれる家庭医を訪ねると、長蛇の列で丸一日待たねばならず、やむなくプライベート医院に行った。

また合法的滞在の外国人も原則無料のはずだが、昨年から日本人を含む欧州経済領域(E E A)以外の外国人に1人年間200ポンド(約3万1千円)の利用料が課されている。ビザ申請時に家族3人の3年間分1800ポンド(約27万9千円)を支払った。

かつて世界に誇った英国の社会保障制度が曲がり角に来ている。「揺りかごから墓場まで」のスローガンは今や昔だ。(岡部伸)

障害者シンクロ、水中自由に 発祥の地、京都で8日フェス 京都新聞 2016年5月3日



フェスティバルに向け入念に練習する京都のチーム(4月24日、京都市左京区・市障害者スポーツセンター)

障害の有無にかかわらず、ともにシンクロを楽しむ催し「障害者シンクロナイズドスイミングフェスティバル」が、今年で25回目を迎える。京都生まれの競技は全国に広がり、8日に京都市左京区の市障害者スポーツセンターで開かれる記念大会では、海外からも15人が参加する。出演者は「水の中で自由に泳

ぐ様子を見てほしい」と意気込む。

■270人披露、海外からも

障害者シンクロは1983年、当時養護学校教諭だった森田美千代・日本障害者シンクロナイズドスイミング協会会長が京都市内のプールで指導を始めた。水の浮力を利用し、

動きを補助する「パートナー」と組むことで、重い障害がある人でも参加できる。

各地のチームに声を掛け、92年に約50人でフェスティバルが始まった。今回は京都の4チームをはじめ、13都道府県から計22チームが出場する。台湾、アメリカ、ブラジルも含め、約270人が参加を予定している。8日の午前10時からソロ、チームなど6部門で48演目が披露される。

デュエットの部に出る左京区の三島知香さん(34)は「陸上では介助が必要だが、水に入ると体の痛みも忘れて自由になれる。水の中の『本当の自分』を見てほしい」と話している。

避難所のトイレの環境改善急ぐ…熊本地震 消毒液で清掃、手洗い呼びかけ

読売新聞 2016年5月1日

熊本地震の被災地にある避難所で、トイレの衛生状態改善の取り組みが急ピッチで進められている。

約700人(30日現在)が避難生活を送る熊本県益城町立広安小。先月20日から医療支援に入った湘南泌尿器科・内科(神奈川県)の長谷川太郎院長は、仮設の和式トイレの様子に驚いた。強烈な悪臭が漂い、ゴミ箱の中には汚物まみれの紙、床は泥で汚れていた。「このままでは健康被害が出る」と思った。

トイレの衛生状態の悪さは、ノロウイルスの感染拡大、トイレを我慢することによる栄養状態の悪化や脱水症などを招きやすい。

長谷川院長らはボランティアに協力を求め、毎日、便器を消毒液で磨き、消臭剤を設置。トイレ内には電灯を取り付け、校舎とトイレの間に雨よけ用の屋根を作った。子どもやお年寄りのために洋式簡易トイレも校舎内3か所に設けた。

350人以上(30日現在)が暮らす南阿蘇村の南阿蘇中では、避難者2人からノロウイルスが検出されたため、応援の医療スタッフらが4か所のトイレの汚れを昼夜を問わず見回り、手洗いを呼びかける。

◆トイレの衛生管理のポイント

●ボランティアの力を借りて、清掃などで衛生的なトイレ環境を維持する

●体育館などの室内トイレでは、専用の履物を用意する

●簡易トイレなど便を入れる袋を使う場合は、できる限り雨水でぬれない場所に保管する

●感染症患者が出た場合、専用のトイレを設けることを検討する

●避難者の中から、トイレの責任者と掃除当番を決める

●感染症予防のため手洗いを徹底する



※内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」から

【熊本地震】たまる福祉施設職員の疲労 応援派遣には遠慮がち



福祉新聞 2016年05月02日 福祉新聞編集部
「利用者にけががなくて良かった」と菊愛会の橘さん(右、4月22日午後3時、菊愛会法人本部で)

熊本地震は発生から2週間が過ぎた。被害の全容が見えつつある中、各福祉施設では利用者の生活を支えながら、避難してきた地域住民への支援が続いている。想定外の出来事に職員らは疲労の色をにじませながらも懸命に奮

闘している。また、被災市町村では災害ボランティアセンターが発足し、活動が本格化してきた。

「14日の地震から4日たってようやく寝られた。気が張っていたのかもしれませんが。」

熊本県菊池市にある社会福祉法人菊愛会の「障がい者サポートホームわらび」の橘啓一・主任支援員（47）は16日未明の本震の時、宿直だった。立ってられないほどの大きな揺れに、すぐに入所している障害者の部屋を見て回り、全員の無事を確認した。夜が明けてから法人本部の建物に避難。余震も続く中、不自由な避難生活に寄り添っている。

橘さんは発達障害のある娘（22）がいる。娘が心配になるが、利用者から離れることはできない。自宅も大雨で石垣が崩れる被害にあった。父母と息子（20）に娘や家のことを任せるしかなかった。

また橘さんは自宅のある地域で消防団員をしている。施設にいる時、携帯電話が鳴った。担当地区で道路の陥没などがあり孤立しているため、応援に入らなければならない。慌ただしく現場に行き、復旧作業に加わった。

施設職員、父親、消防団員。橘さんにはそれぞれの場で役割と責任があり、気が休まる時がなかった。「周りの職員が気を遣ってくれてここまでこれた」と疲れた表情を見せず、笑顔で語る。

益城町や南阿蘇村などの被災市町村の特別養護老人ホームや障害者施設などでは、職員らは自分や家族のことを後回しにして利用者の命を守るために踏ん張っている。

車内に寝泊まりしている職員、避難所から通っている職員、自宅が全壊し施設に寝泊まりしている職員など、ゆっくり寝ることもままならない。

緊急事態に変則勤務で対応している施設も多く「疲れているけどアドレナリンが出っぱなし」と言う理事長もおり、疲労がにじむ。

施設には応援職員派遣の申し出がくるが、「建物は壊れていないので自分たちで頑張る」「全国的に介護職が不足しているので遠慮がちになる」といった声が聞かれた。また、前例のない出来事に施設が受け入れ体制をとれず、ある職員は「どう動いてもらえばいいか指示が出せない」と言う。

一方、益城町の特別養護老人ホーム「ひろやす荘」には社会福祉法人同和園（京都市）や社会福祉法人生活クラブ風の村（千葉県）などが支援に入っている。みな自主的に施設に来たという。

ひろやす荘を運営する社会福祉法人慈光会の永田啓朗・理事長は「アポなしで来てくれた方が助かることもある」と話している。

「アレルギーあります」 災害時要支援マーク、浜松のNPO考案

静岡新聞 2016年5月3日



アレルギーや乳幼児用の支援パックを用意するスタッフやボランティアら＝26日午後、浜松市中区の市子育て情報センター
NPO法人はままつ子育てネットワークぴっぴが考案した2種類のマーク



浜松市のNPO法人はままつ子育てネットワーク

ぴっぴが、災害時の避難所などで妊婦や乳幼児、アレルギーの子供がいることを周囲に伝える2種類のマークを考案した。特別な支援が必要な被災者であることを知らせるのが狙い。東日本大震災の教訓を基にした取り組みで、全国への普及を目指す。熊本地震の被災

地にもマーク付きの「支援パック」を送った。

「ミルクは足りてる?」「オーガニックタオルの数確認して」一。浜松市中区の市子育て情報センターで4月26日、同NPOのスタッフやボランティアが支援パック作りに精を出した。乳幼児用は粉ミルクやおしりふき、アレルギー用はアルコールフリーの洗浄綿や対応食と、それぞれの必需品をマーク付きのバッグに詰めた。

マークを作るきっかけは、東日本大震災被災者への聞き取り調査だった。「子供の泣き声がうるさいと言われつらかった」「アレルギーで配給物が食べられないのに『わがままだ』と怒られた」一。長引く避難所生活の実情を知り、一目で周りに事情が伝わるしるしが必要だと判断した。

完成したのは「妊婦・乳幼児」と「子供の困り顔」を円の中に描いた2種類のデザイン。「子どもがいます。いざというとき助けてください」「アレルギーがあります」という言葉を加え、商標登録も申請した。

普及活動を本格化させようとした矢先、熊本地震が起きた。同NPOの原田博子理事長は仲間と相談し急ぎよ、マーク付きのバッグを100個発注し、実用化に踏み切った。

マーク付きのバッグは、必要な物資をひとまとめにできる利点がある。同NPOは災害備蓄品に加えるよう市に働き掛ける方針。マークの認知度を高めるため、缶バッジやシール化も検討する。

原田理事長は「熊本での反応が気になるが、マタニティマークのように世に広めたい」と話している。

マイナンバー通知カード3万世帯不達、16年3月末時点 鹿児島県内



南日本新聞 2016年5月3日
マイナンバーの「番号通知カード」を受け取る人のために残る番号表示板=鹿児島市役所

1月に運用が始まったマイナンバー制度で、個人番号を知らせる「番号通知カード」の不達が3月末時点で、鹿児島県内約81万9000世帯の3.7%に当たる約3万世帯分に上っている。市町村は当初、国の方針に基づき3月末まで保管した後は廃棄する予定だったが、保管期間を延長して対応している。

県市町村課によると、県全体の不達は1月4日時点で約6万世帯(7.3%)、2月5日約4万世帯(4.8%)、3月1日約3万5000世帯(4.2%)と徐々に減っているが、減少率は鈍化している。

県市町村課の地頭所恵課長は「市町村は状況を把握した上で、居住者の手元に届くように努力してほしい」と要望する。

マイナンバーは国民一人一人に12桁の個人番号を割り当て、社会保障や税のほか、被災者生活再建支援金の支給や被災者台帳の作成に利用される。住民票で確認でき、仮に番号が分からなくても生活に直ちに影響はない。今後は医療分野(保険証との連携)などさまざまな場面での活用が検討されている。

「保育士の給料」はいったいどれだけ安いのか 月給6000円増だけでは働く魅力が増さない

東洋経済 2016年05月03日

榎 裕葵:社会保険労務士/CFP 榎 裕葵 Yuki Sakaki 社会保険労務士/CFP 東京都立大学法学部卒業後、上場企業の海外事業室、経営企画室に約8年間勤務。その後、社会保険労務士として独立し、あおいヒューマンリソースコンサルティング代表に就任。勤務時代の経験も生かしながら、経営分析に強い社労士として顧問先の支援や執筆活動に従事している。

政府は重要政策の一つとして掲げる「待機児童ゼロ」の実現に向けて、保育士の待遇改

善を打ち出した。安倍晋三首相は4月26日、「1億総活躍国民会議」の中で2017年度から保育士の月給を2%増に当たる約6000円引き上げる方針を表明した。介護士についても同1万円の昇給を図るようだ。

保育士を目指す女性は少なくないものの…（写真：Graphs / PIXTA）

「保育士の賃金は安すぎる」とはこれまで一般的に指摘されてきたことだ。実際のところはどうかののだろうか。保育士の給料は全国平均で年収323.3万円（平均年齢35.0歳）と、全産業平均の489.2万円（同42.3歳）に比べて確かに高くはない（平成27年度賃金構造基本統計調査）。というよりも、明らかに「安い」といえる水準だ。



公務員保育士の給料は世間並み以上

一方で、保育士すべての給料が安いかというと、そうでもない。保育所には運営主体によって、地方公共団体が運営する公立保育所と、社会福祉法人や株式会社が運営する私立保育所がある。公立保育所に勤める、いわゆる公務員保育士なら話は別だ。

東京都練馬区を例に挙げよう。同区が運営する保育所に勤める保育士の平均年収は539.1万円（平成27年度練馬区人事行政の運営等の状況の公表）。平均年齢が44.0歳ということも考慮しても、全産業の平均給料よりも高い。

■ 保育士の給料には官民格差がある

	保育士全国平均	公立保育所の保育士 (東京都練馬区)	全産業平均
平均年収	323.3万円	539.1万円	489.2万円
平均月給	21.9万円	31.1万円	33.3万円
平均年間賞与	60.3万円	165.2万円	89.2万円
平均年齢	35.0歳	44.0歳	42.3歳

（出所）『平成27年度練馬区人事行政の運営等の状況の公表』
『平成27年度賃金構造基本統計調査』

つまり保育士の給料は官民格差が大きい。公務員保育士は勤続年数に応じた昇給のほか、水準としても平均的な公務員と同程度の収入が確約される。そのため、公立保育所の保育士採用試験には応募が殺到

し、自治体によって倍率は数倍から10倍を超えることも珍しくないようだ。

逆に、なぜ私立保育所の保育士の賃金は低いのか。

私立保育所の求人をつか眺めてみると、正社員の初任給は20万円前後で募集している保育所が多いことがわかる。初任給20万円というと、多くの業種における大卒新入社員の初任給とそんなに大差はない。

問題はそこからの昇給幅の少なさである。保育士全体の平均年齢35.0歳に対し、平均月給は21.9万円。35歳の保育士なら少なくとも10年以上の経験があるはずなのに、初任給からほぼ昇給していない計算となる。

これは私立保育所の収益構造によるところが大きい。私立保育所は、認可保育所と認可外保育所に分かれている（公立保育所も「認可」「認可外」の区分においては、認可保育所の一種であるが、人件費の考え方が違うので、ここでは除外する）。

経営努力をしても収入を増やしにくい

私立の認可保育所は、施設や職員数などにおいて国の設置基準を満たし、公費により運営される保育所である。市区町村が一括して集めた保育料に税金を足して認可保育所運営のための原資とし、各認可保育所に運営費として分配する。認可保育所へ分配される運営費の額は、原則として当該保育所に在籍する年齢階層ごとの園児数によって計算される。

園児1人を受け入れるのにかかる1カ月あたりの費用を「保育単価」とし、年齢階層ごとの「保育単価」×「園児数」の積み上げが、保育所の収入となる。在籍する保育士の平

均勤続年によって最大 12%の加算があるが、基本的には在籍する園児数によって予算額が決まってしまう、経営努力をしても保育所に入ってくる収益を増やせない。これが私立の認可保育所で職員を昇給させることが難しい根本的な理由だ。

私立の認可外保育所はどうか。認可外保育所とは、施設の広さや職員数などで国の設置基準を満たすことができず、公費の支給を受けることができないので、原則として保育料収入だけで運営される保育所のことを指す。東京都の「認証保育所」制度のように、認可外保育所に対し独自の補助を与えている地方自治体もあるが、やはり、保育士の待遇は認可保育所と同等か、それに満たない場合も少なくないようだ。

政府が打ち出した保育士の昇給のための補助金の対象範囲はまだ不明確であるが、認可外保育所で働く保育士も、認可保育所で働く保育士と職務内容に何ら変わりはないので、認可外保育所の保育士が補助金の対象から外れるということは望ましくないだろう。

とはいえ月 6000 円程度の引き上げで保育士の待遇が大幅に改善され、働き手から見て魅力を増すとは言い難い。年間に直せば 7 万 2000 円の昇給にすぎず、賞与に一部反映されるとしてもまだまだ水準そのものが低い。保育士には給与水準そのものの低さに加えて、働きに対する正当な報酬が支払われていないという問題もありそうだ。いわゆるサービス残業である。

平成 27 (2015) 年度 賃金構造基本統計調査によると、保育士の時間外労働は 1 カ月平均「4 時間」という調査結果になっている。ただ、筆者が知人や友人などからヒアリングしてみた限り、保育士の時間外労働が月 4 時間で収まっているとは到底思えない。賃金に反映されていない水面下の時間外労働が、少なからずあるのではないかと推測される。

保育士には意外と時間外労働もある

というのも、保育士は園児と直に接する以外にもさまざまな労働をしているからだ。園児が到着するよりも早く出勤をして、掃除や換気など園児を受け入れる準備をしたり、園児が帰宅した後も日誌を書いたり翌日の授業の用意をしたりなども日々の重要な業務の一部である。発表会や運動会、遠足など、各種行事の前は、その企画や準備のため深夜まで保育園に残ったり、自宅に仕事を持ち帰ったりすることも珍しくないようである。

労働基準法では、所定労働時間に限らず、実質的に事業主の指揮命令を受けていた時間は、全て賃金の発生する労働時間としてカウントされるべきものとしているので、これらの時間の一部も労働時間とカウントできるかもしれない。賃金引き上げだけに限らず、保育士に対する残業代が労働基準法上のルールに基づいて、正しく支払われるようになれば、保育士の年収がおのずと上がる可能性もある。

2014 年度に東京都福祉保健局が公表した「東京都保育士実態調査報告書」にも注目したい。報告書内に示されている統計データの 1 つで、都内で就業中の保育士 8214 名から有効回答を得たアンケートであるが、複数回答可で職場への改善希望点を尋ねたところ、59.0%の方が給与・賞与等の改善を求めたのに続き、職員数の増員を 40.4%、事務・雑務の軽減を 34.9%、未消化（有給等）休暇の改善を 31.5%の方が求めていることが分かった。

給与面に続き、1 人当たりの負荷の高さや休みの取りにくさに不満を感じている保育士が多いということだ。保育士の離職理由に関しても同様の傾向が見られたので、賃金の低さだけでなく、労働環境の厳しさも保育士不足の背景にあるということが統計上も確認できるわけである。

そうすると、国の支援策としては、当人の給与を引き上げるだけでなく、保育所が職員の負荷分散のため、雇用者する保育士の数を増やす余力を持てるようにすることも必要であろう。保育士が有給休暇を取得することも踏まえて、代替要員を無理なく確保できるような前提条件を十分に検討してもいいだろう。

いずれにしても、地方公務員と同等の待遇が受けられる公立保育所であれば保育士が集まっていることは事実なのだから、私立保育所でも一定の労働条件の引き上げ環境を整えば、保育士の離職率が下がる。また、潜在的保育士も保育の現場に戻ってきて、待機児童問題の解消にもつながるのではないだろうか。

最後に補足だが、非常勤保育士の待遇改善も課題である。待遇が良いとされる公立保育所においても、非常勤職員として採用された場合は、時給ベースでの賃金となり、フルタイムに近い形態で勤務したとしても年収は200万～300万円程度にしかない。「同一労働同一賃金」の推進が政府の大きな方針にある以上、同じ保育士という仕事をしていても、正社員であるか非常勤であるかという、採用の入口が違っただけで大きな差が生じてしまう待遇格差についても議論が必要になってくるだろう。

精子の数、スマホで確認…独協医大など器具開発

読売新聞 2016年5月3日

男性不妊の早期発見期待

少量の精液をスマートフォンで撮影し、精子の数を自分で確認できる器具を、独協医科大学と米国のイリノイ大学の共同チームが開発した。自宅で気軽に使い、基準の数と比べることで男性不妊の早期発見につながると期待される。10日、米国泌尿器科学会で発表する。

器具はプラスチック製で、拡大機能のある直径0・8ミリの球形レンズが組み込まれている。器具をスマホのカメラ部分に装着し、球形レンズの上に透明のフィルムを敷いたうえでスポイトで採取した精液を1滴たらす。約1秒間、動画を撮影し、その画像から精子を数え、精子濃度を推定する。

研究チームは、男性50人の精液について、3種類のスマホで撮影した結果と、医療機関で行われる自動解析の結果を比較した。その結果、医療機関で自然妊娠が難しいと判定された男性の場合、75～91%はスマホでも判定が可能だった。

不妊治療の現場では、男性は受診をためらいがちとされる。独協医大越谷病院（埼玉県越谷市）泌尿器科の小堀善友講師は「結果はあくまで目安だが、男性が受診するきっかけになる。精度を高め、商品化を目指したい」と話している。



社説：憲法と震災 「人間の復興」を見据えて

西日本新聞 2016年05月03日

人智が及ばない自然の脅威にいかにか立ち向かうか。尊い家族の命や財産を奪われた人々の失意にどう寄り添い、何をなすべきか。

地震・火山列島で暮らす私たちは、宿命的ともいえる重い問いを再び突き付けられました。

熊本地震は現在進行形です。揺れはなお続き、被災者の避難生活は長期化の様相を見せています。きょう、憲法記念日にあたり、いま一度、この言葉を思い起こしたいと思います。

「震災復興の基本法は憲法である」一。1995年の阪神大震災、2011年の東日本大震災で、共通して叫ばれました。

▼不幸の連鎖で苦境に

被災地では、ライフラインや主要交通網の復旧が徐々に進んでいます。共同通信社の世論調査では、安倍晋三政権の震災対応を今のところ「評価する」という声が6割超に上っています。問題は、この先に待ち受ける苦難です。

震災対策では、インフラの回復が先行します。鉄道や道路が開通し、仮設住宅の建設が始まると、一段落したかのように見えます。

内実は過酷です。被災者の心の傷は深く、新たな生計の確保には困難が伴います。失われた地域コミュニティの再生も容易ではありません。阪神大震災では、その精神的負担

などによる「震災関連死」という被害概念が生まれました。東北の被災地では、その数が今も増え続けています。

憲法が基本的人権を柱に据え、「生存権」や「幸福追求権」を定めていながら、不幸の連鎖に見舞われる。今回の震災でも既にそうした構図が生まれています。

▼後手に回る国の施策

日本の被災者支援制度は、避難所・仮設住宅の設置や食料の供給など初期対応に主眼が置かれ、個人資産の回復など生活再建は自己責任が原則とされてきました。

現在は、家を失った人などに一定額を支給する公的保障制度があります。その根拠となる被災者生活再建支援法が制定されたのは阪神大震災後の1998年でした。

保障の対象者や支給額は2度の法改正で拡大されたほか、東日本大震災後には復興庁の設置や災害対策基本法の大幅な見直しなど矢継ぎ早の対応が続いています。

「人間の復興」「創造的復興」一。阪神や東日本の大震災では、こんな理念が提唱されました。

被災地が背負う苦しみは想像以上に大きく、長期的な支援を必要とします。外形的なインフラの整備にとどまらず、被災者の心に新たな暮らしの希望が生まれ、かつ次なる災害への備えができてこそ復興が完結する。そうした深い洞察を促す呼び掛けでした。

それは、憲法の要請に対して現実の災害対策がさまざまな矛盾を抱え、後手後手に回ってきたことの証しとも言えます。

▼改憲にはやるよりも

震災対応を巡っては、気掛かりな動きがあります。安倍政権は今の憲法に「緊急事態条項」を盛り込む必要性を唱えています。国の有事や大規模災害時には、首相に権限を集中させ、より迅速な対応が取れるようにすべきだという一見、分かりやすい主張です。

しかし、災害対策基本法などには既に緊急条項があり、内閣が法律に代わる政令を制定したり、国民の権利を制限したりすることができる仕組みになっています。

それを憲法で規定することは屋上屋を架すことであり、「有事対応が主眼ではないか」「震災に名を借りた改憲は危うい」といった疑念の声が上がっています。

被災地で何が起き、何が必要なのか。状況を詳しく把握できるのは現場の自治体首長らであり、国に全権を委ねるとむしろ混乱につながる、との懸念もあります。

言うまでもなく憲法は為政者の権限を縛るものです。憲法を見直すべきか否か、見直すとしたらどこを改めるか。決定権を握っているのは主権者の国民です。でありながら安倍政権は「解釈改憲」による安全保障法制の転換に走り、国内外に不安を広げています。

日常社会を覆う「格差」や「貧困」の問題も深刻です。そもそも憲法で保障された諸権利がどれだけ広く享受されているのか。改憲にはやるよりも、暮らしの実相を見据え、憲法の理念を生かしていく道を考える一。この視座こそ見失ってはならない、と考えます。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行